平成30年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(18目目)

平成30年9月 6日(木) 午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第67号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第68号 平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正 予算について
- 第 3 議案第69号 平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正 予算について
- 第 4 陳情第 1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 第 5 陳情第 2号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな 一般職非常勤職員の処遇改善と雇用の安定に関する意見 書採択について
- 2 会議に付した事件 議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田 誠君
- 3番 中村勘太郎 君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 奥野正司君
- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長 岡 千恵子 君
- 10番 川崎直文君
- 11番 酒井和美君
- 12番 酒井秀和君

- 13番 朝井 征一郎 君
- 14番 江 守 勲 君
- 4 欠席議員(0名)
- 5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

| 町 | | | | | 長 | 河 | 合 | 永 | 充 | 君 |
|---|----|----|-----|---|---|----|---|---|-----------|---|
| 副 | 町丁 | | | | 長 | 平 | 野 | 信 | $\vec{-}$ | 君 |
| 教 | 育 | | | | 長 | 室 | | 秀 | 典 | 君 |
| 消 | 防 | | | | 長 | 朝 | 日 | 光 | 彦 | 君 |
| 総 | 務 | | 課 | | 長 | Щ | 田 | 孝 | 明 | 君 |
| 財 | 政 | | 課 | | 長 | Щ | П | | 真 | 君 |
| 総 | 合 | 政 | 策 | 課 | 長 | 平 | 林 | 竜 | _ | 君 |
| 会 | 計 | | 課 | | 長 | 酒 | 井 | 宏 | 明 | 君 |
| 税 | 務 | | 課 | | 長 | 歸 | Щ | 英 | 孝 | 君 |
| 住 | 民 | 生 | 活 | 課 | 長 | 佐々 | 木 | 利 | 夫 | 君 |
| 福 | 祉 | 保 | 健 | 課 | 長 | 木 | 村 | 勇 | 樹 | 君 |
| 子 | 育 | てま | 支 援 | 課 | 長 | 吉 | Ш | 貞 | 夫 | 君 |
| 農 | , | 林 | 課 | | 長 | 野 | 﨑 | 俊 | 也 | 君 |
| 商 | 工 | 観 | 光 | 課 | 長 | 清 | 水 | 和 | 仁 | 君 |
| 建 | 設 | | 課 | | 長 | 多 | 田 | 和 | 憲 | 君 |
| 上 | 下 | 水 | 道 | 課 | 長 | 原 | | 武 | 史 | 君 |
| 上 | 志 | 比 | 支 | 所 | 長 | 森 | 近 | 秀 | 之 | 君 |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 清 | 水 | 昭 | 博 | 君 |
| 生 | 涯 | 学 | 習 | 課 | 長 | 坂 | 下 | 和 | 夫 | 君 |
| 国 | 体 | 推 | 進 | 課 | 長 | 家 | 根 | 孝 | $\vec{-}$ | 君 |
| | | | | | | | | | | |

6 会議のために出席した事務局職員

 議会事務局長
 川上昇司君

 書
 記
 宇野美智子君

 書
 次内啓二君

午前10時00分 開議

~開 会 宣 告~

○議長(江守 勲君) 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

各議員におかれましては、何かとご多用のところご参集をいただき、ここに1 8日目の議事が開会できますことを心から厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイ、また福井国体の支援の一環として、国体ポロシャツで臨んでおりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議 を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

- ~日程第1 議案第67号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算について~
- ~日程第2 議案第68号 平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補 正予算について~
- ~日程第3 議案第69号 平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補 正予算について~
- ○議長(江守 勲君) 日程第1、議案第67号、平成30年度永平寺町一般会計補 正予算についてから日程第3、議案第69号、平成30年度永平寺町農業集落排 水事業特別会計補正予算についてまでの3件を一括議題とします。これにご異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

これより第3審議を行います。

議案第67号から議案第69号までの3件について、1件ごとに行います。 自由討議、討論を行い、採決します。

日程第1、議案第67号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算について、 自由討議の提案ありますか。

- ○議長(江守 勲君) 6番、齋藤君。
- ○6番(齋藤則男君) 旧役場庁舎の解体による新支所の建設計画について、自由討議をします。

最初に、一般的には合併後、大きな市や町では支所を廃止したり、規模を縮小するなどの地域がありますが、本町においては議会の皆さんや町長のご理解のもと、旧庁舎の解体の後、新支所の建設に前向きに検討していただき、上志比地区出身の一人として感謝申し上げます。一般質問、また上志比支所設計委託料について質問し、なんで今更、しつこいように思われますが、私たち議員は、地域住民の代表として、町民のご意見やご要望を代弁し、町に届けるのが仕事であります。

町民にとっては、もうすでに決まったことだからとか、今更もう遅いということは理解ができないと思います。

まだ何とかなるのではと思っている人もおられます。さて、私のこれまでや、 これからの発言は決して思いつきや自分の考えや気持ちで発言しているのではあ りません。

町政に関心のある町民の方からのご意見や、ご要望、お考え等をお聞きしそれをまとめ集約し発言しております。つまり根拠がある発言です。それをご理解ください。

私はこの予算について決して反対するものではありません。

予算というのはこれを認め議決するのが予算です。決定した以上町民に説明しなくてはなりません。説明する義務があります。その義務を果たすため、私は要望や質疑をするのであります。

さて、予算審議において、滝波議員から支所の建設面積100坪や計画について、これを変更しないようにとの質問がありましたが、建物は面積で建設するものなのでしょうか。私は多少の変更があっても、地域の住民が喜んでもらえる、使いやすい施設として建設するのが当然ではないでしょうか。

「禅の里温泉や道の駅、せっかく立派な施設が出来上がったのに、もう少し大きかったらなあ」等々の声が聞かれます。

計画をとてつもなくい大きく変更すのはいかがかと思いますが、町民の声を少しでも多く反映していただきたいのが私の望みであります。

以上このことについて、ご意見等があればお聞かせください。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○議長(江守 勲君) 5番、滝波君。
- ○5番(滝波登喜雄君) 自由討議ですから、議員間で討議をするという主旨にのっとり発言させていただきます。

今ほど齋藤議員から、上志比支所の建設予定面積100坪ということでありま した。

私の意見の主旨は、約100坪という表現になっております。それぐらいの規模で、今後住民の方の意見を聞いて、中身も作っていくというご答弁を頂いておりますので、それにそってやってくださいよという主旨でありますので、何も100坪、一坪もまかりならんというような発言ではございませんので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長(江守 勲君) ほかにありませんか。

ないようですから、これで自由討議を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第67号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についての件は原案の とおり、決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第68号、平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補 正予算についてを議題とします。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第68号、平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算につ

いての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第69号、平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別 会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第69号、平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~日程第4 陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について~

○議長(江守 勲君) 次に第4、陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見 書採択についての件を議題とします。

本件は、去る平成30年8月20日、総務産業建設常任委員会に付託された議 案であります。

皆様のお手元に配布のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。 本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。3番、中村君。

○3番(中村勘太郎君) 8月20日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました、陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について、9月3日に総務産業建設常任委員会を開催し、審査を行いました。

この陳情1号は社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すため、2019年度政府予算検討にあたって、地方から声を上げてほしいというもので、趣旨は理解できますが、前回と同じいいまわしであり内容自体、変わらないことがわかりました。また、県内すべての自治体に陳情が出されていないことなど、重要性に欠けるなどのことから、全会一致で趣旨採択となりましたので、ご報告いたし

ます。

なにとぞ皆様の妥当なご決議をお願いするものでございます。

○議長(江守 勲君) これより委員長の報告に対して、質疑を行います。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。 討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は趣旨採択です。

陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての件を委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

- ~日程第5 陳情第2号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用の安定に関する意見書採択について~
- ○議長(江守 勲君) 次に、日程第5、陳情第2号、地方公務員法及び地方自治法 の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用の安定に関する意 見書採択について、の件を議題とします。

本件は、去る平成30年8月20日、総務産業建設常任委員会に付託された議 案であります。

皆様のお手元に配布のとおり、委員長より審査報告が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

3番、中村君。

○3番(中村勘太郎君) 8月20日の本会議において、総務産業建設常任委員会に 付託されました陳情第2号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新 たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用の安定に関する意見書採択について、を 9月3日に総務産業建設常任委員会を開催し、審査を行いました。

この陳情第2号は、2017年5月の地方公務員法及び地方自治法の一部改正で、非常勤職員の任用について、また2020年からの運用に向けての法改正がなされたことをうけ、更なる法整備地方自治法の改正を求めるもので、委員からは、現時点ではまだ方針も明確についていない中で、更なる充実強化を求めることについてはどう判断するのか、本町でも非常勤職員の待遇改善については取り組んでいるところ、また、県内すべての自治体に陳情が出されていないことなど、重要性に欠け、陳情についての趣旨は理解できるが実現性の面で確信が持てないなどの意見がありました。

このことから全会一致で趣旨採択とすることになりましたので、ご報告いたします。

○議長(江守 勲君) これより委員長の報告に対して、質疑を行います。 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は趣旨採択です。

陳情第2号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非 常勤職員の処遇改善と雇用に安定に関する意見書採択について、の件を委員長報 告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。 暫時休憩します。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時14分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして、本日の日程は全て議了しました。

これをもちまして、散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日9月7日から9月24日までを休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、明日9月7日から9月24日までを休会とします。

なお、休会中の10日に決算認定に係る現地視察を行います。

9月25日は9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほど、よろしくお願いします。

本日は、どうもご苦労様でした。

(午前10時15分 散会)